

第3次 川崎町

子ども読書活動 推進計画



川崎町教育委員会

川崎町民憲章

(昭和63年3月10日制定)

わたしたちは、川崎町を愛とふれあいのある明るく住みよい町にすることを誓ってこの憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。
- 一、お互いを大切にし、あいさつをかわす心豊かな町をつくります。
- 一、健康で働く喜びを持ち、活力ある町をつくります。
- 一、教養を高め、スポーツに親しみ、きまりを守る明るい町をつくります。
- 一、老人や子供たちをいたわり、夢と誇りをもてる住みよい町をつくります。



川崎町子ども宣言

- 一、未来のために自ら考え 自ら学び続けます
- 一、何ごとにも粘り強く 一生懸命にがんばりぬきます
- 一、自分や友だちを大切にし 思いやりと感謝の心を持ちます
- 一、きまりを守り 仲良く助け合います
- 一、元気よく体を動かし 丈夫な体をつくります

平成28年7月22日

第16回 川崎町子ども議会

川崎町各小学校児童会



はじめに

読書は、「心の栄養素であり、頭の栄養素でもある」と言われています。

特に子どもの読書は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）」であり、その推進を図っていくことはとても大切なことです。

また、全国学力・学習状況調査等において、本をよく読む子どもの方が、教科の平均正答率が高い傾向を示すなど、読書と学力に関連があることがわかっています。

学習指導要領では、読書は、言語能力を向上させる重要な活動の一つであり、そのため、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにすることが規定されています。

川崎町では、すべての子どもたちが進んで読書に取り組めるよう、ブックスタート事業や朝の読書活動、また、読み聞かせボランティアによるお話し会やおでかけ図書館等、工夫ある読書活動や読書環境の整備を推進してまいりました。

しかし、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、図書館では休館やボランティア活動の自粛等、図書館サービスを縮小せざるを得ない状況がありました。子どもたちの日常生活に大きな影響を与え、行動の規制等によりテレビやゲーム、携帯・スマートフォン等に費やす時間も多くなっています。だからこそ、子どもたちが本に触れる機会を増やし、読書の楽しさを知ることは重要であると考えています。

この度、第2次推進計画の基本的な考え方を引き継ぎながら、成果や課題、状況の変化を踏まえ、「第3次川崎町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画をもとに家庭・地域・学校等関係機関が連携して、未来を担う子どもたちの「笑顔」を増やすため、読書環境の整備を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの皆様にお礼を申し上げます。

令和5年3月

川崎町教育委員会

教育長 森 秀二



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 国・県・町の動向と社会情勢	2

第2章 第2次計画における成果と課題

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ	7
2. 計画の対象	7
3. 計画の期間	7
4. 計画の目標	7
5. 計画の体系	9

第4章 子どもの読書活動推進のための取り組み

目標I 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	11
(2) 地域における子ども読書活動の推進	12
(3) 学校等における子ども読書の推進	12

目標II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備と充実

(1) 地域の読書活動の充実	13
(2) 学校等における読書環境の充実	13
(3) 図書館における読書活動の充実	14

目標III 地域ボランティア・学校等・図書館との連携の強化

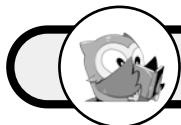
(1) 地域ボランティア・学校等・図書館とのパートナーシップによる取り組みの推進	16
--	----

目標IV 子ども読書活動を推進するための啓発と広報の推進

(1) 子どもの読書活動推進のための各種イベントの開催	16
(2) 子どもの読書活動推進のための情報の収集・提供	17

関係法令

子どもの読書活動の推進に関する法律	19
子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議	22



第1章 計画の策定にあたって

① 計画策定の背景

子どもは、読書体験を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かにしていきます。また、読書体験により思いやりのある豊かな心を育む等、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、子どもにとって読書は欠かすことのできないものです。

しかし、現在の少子高齢化や核家族化の社会においては、地域社会の人間関係の希薄化が進み、経済格差等により、子どもを取り巻く読書環境は大きく変化してきています。子どもたちの情報通信技術（ICT）^{*1}を利用する時間は増加傾向にあって、あらゆる分野の多様な情報に触れることができます容易になり、電子書籍等の情報メディアを使用した読書も少しずつ広がりをみせています。また、読書習慣の定着期における子どもの「読書離れ」の加速化が指摘されています。

学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校に学校司書を置くように努めなければならないことや、学校司書への研修等について新たに規定されました。同じく、学習指導要領の改訂も実施され、小学校、中学校の新学習指導要領において、図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが謳われています。

さらには、令和元（2019）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、本を読むことに困難さを抱える方にも、読書を楽しむことができる環境を整備し提供していくことが求められています。

川崎町立図書館（以下「図書館」という。）においては、令和2（2020）年度からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館の影響により、利用者や貸出冊数がともに激減し、ブックスタート^{*2}やお話し会、夏休み工作教室等、多くのイベントを中止せざるを得ませんでした。今後はウィズコロナ・アフターコロナ時代に即した図書館運営等、新たな課題や役割に柔軟かつ迅速に対応していくことが求められます。

これらを背景に、国や県の基本計画等を踏まえ、「第3次川崎町子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。また、策定にあたり社会教育委員会において審議いただきました。

^{*1} 情報通信技術（ICT）とは、デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人を繋ぐ役割をしています。

*² ブックスタートとは、絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを分かち合うことを応援する運動で、1992年にイギリスで始まりました。

② 国・県・町の動向と社会情勢

(1) 国において

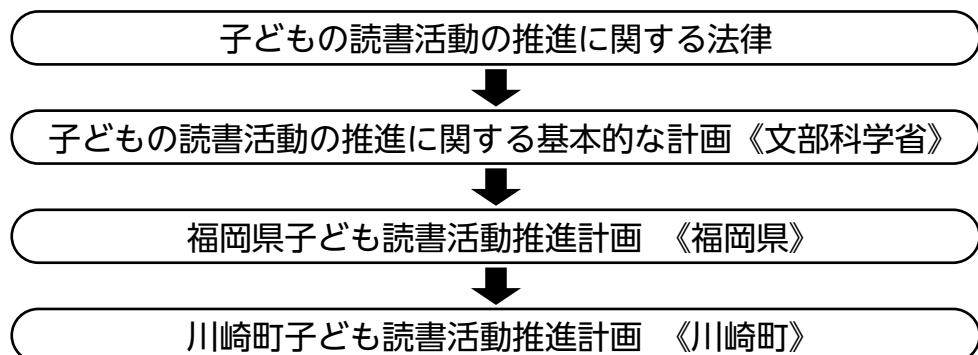
平成13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、国は、本推進法第8条第1項の規定に基づき、平成14（2002）年8月に最初の基本計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次基本計画）を定めました。また、平成20（2008）年、平成25（2013）年、平成30（2018）年にそれぞれ第2次～第4次基本計画が策定されました。

(2) 県において

福岡県では、平成16（2004）年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22（2010）年3月に計画の改訂を行い、更に平成28（2016）年8月には、それまでの成果と課題を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進することを目的として2度目の改訂が行われました。

(3) 町において

川崎町では、平成25（2013）年に「川崎町子ども読書活動推進計画」を策定し、令和5（2023）年3月をもち「第2次川崎町子ども読書活動推進計画」の計画期間が終了したことから、新たに第3次計画を策定しました。



(4) 情報化社会の進展

インターネットや人工知能（A I）等の情報通信技術の飛躍的な進展を背景とした経済や文化等の社会のあらゆる分野でのグローバル化や新たな社会「S o c i e t y 5. 0」^{*3} の実現をめざした取り組みが進められ、G I G A スクール構想^{*4}により、小中学校では、1人1台端末の整備が進んでいます。

このような情報通信技術の進展に伴い、子どもの読書環境は多様化し、さらには、新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設の閉鎖や外出自粛の影響により、スマートフォンやタブレット等の情報機器が子どもの生活にも浸透してきています。

幼児教育に情報機器を上手に取り入れることにより、英語などの外国語やさまざまな音楽や映像に接し、知らないものを自然と受け入れられる心が育ちます。これから時代を生きる子どもにとって必要な多様性を認める気持ちが育まれていきます。

ただ、スマホ依存症等情報機器が子どもに及ぼす影響を踏まえ、今後は保護者が利活用を考え、子どもの教育環境を整備していくかなくてはなりません。

(5) 子ども読書活動における S D G s (持続可能な開発目標) の推進

平成27（2015）年9月の国連総会決議において持続可能な開発目標が採択されました。「地球上の誰ひとりとして取り残さない」持続可能な世界を実現するための17のゴールが定めされました。

本町においても、令和2（2020）年より「第6次川崎町総合計画」をスタートさせました。現在、人と自然の調和に基づくS D G s の理念に通じる社会をめざして取り組みを進めています。

本計画においても、S D G s の理念に基づき取り組みを充実させるとともに、読書活動の推進により、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」をゴールとして子どもの読書活動を持続的に推進します。



4：すべての人々への包括的かつ公正な質の高い
教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
17：パートナーシップで目標を達成しよう

*³ Society5.0とは、内閣府が定義する「社会」を指すもので、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の「つながる」現代社会のことです。

*⁴ GIGAスクール構想とは、令和元（2019）年に開始された全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みです。



第2章 第2次計画における成果と課題

第2次計画では、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を養う等、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭・地域・学校等・図書館を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めました。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動

【成果】

家庭においては、保護者自身が読書に対する理解を深めるとともに、読書を楽しむことが大切です。図書館では「赤ちゃん絵本」・「絵本大賞受賞作品」等優良図書の紹介や、赤ちゃんの乳児健康診査時におけるブックスタートの実施、お話し会の定期的な開催等を通じて、家庭での読み聞かせや、子どもと一緒に本を読む時間が設けられるよう働きかけました。

乳児健康診査（4ヶ月児～12ヶ月児）に行われるブックスタートでは、健康づくり課子育て支援係や地区ボランティアと協働で実施し、ブックスタートパック（おすすめ絵本2冊、お話し会のお知らせ、子育て支援に関する案内等）を配付しています。おすすめ絵本2冊については、家庭での絵本と重複しないよう、数種類準備し、その中から選択してもらう等、柔軟な対応をするとともに、子どもたちに対する読書の大切さを伝える活動をしています。また、ブックスタート後のフォローアップにも取り組んでいます。

□ブックスタート参加者数

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者	110	94	83	113	79
参加者	102	91	73	97	75

※R2年3月は、新型コロナウイルスの影響で未実施

図書館では、読み聞かせボランティア「パピルス文庫」の協力により定期的（毎月第4土曜日の10時30分から）お話し会を開催しています。また、「パピルス文庫」の中には、福岡県主催の「絵本コンシェルジュ養成講座」を修了し、絵本コンシェルジュとして地域で絵本の持つ力や読み聞かせの大切さを伝える活動を実施している方もいます。

また、令和2（2020）年度から、小学校に英語教育が本格的に導入されたこともあり、図書館でも読み聞かせボランティアと地域活動指導員で英語の絵本の読み聞かせを行っています。

放課後子ども教室においては、社会教育課内に地域活動指導員を配置し、小学校区地域のボランティアの方々の協力のもと、子どもたちに学習やさまざまな体験、交流活動の場を提供しています。ボランティアによる読み聞かせや紙芝居等に取り組み、学びや遊びの手助けをしながら子どもたちを見守っています。

学童クラブについては、令和3（2021）年4月から民間委託運営となり、子どもたちの見守り保育や遊び活動を行っています。主に学校での宿題や室内外での遊びを中心に工夫をこらした運営を家庭・地域・学校等と連携しながら活動をしています。

地域子育て支援センター「すこやか」では、子どもたちが遊べる施設「わくわく広場」を開放し、ボランティアサークル「絵本とお話の広場 まあぶる」による絵本の読み聞かせやうた遊びを開催しています。また「えいごであそぼう」講座では、英語での読み聞かせやうた遊び等各種講座を開催しています。

【課題】

- ・少子化の影響により、ブックスタートの参加者が年々少なくなっています。
- ・お話し会は、広報紙や各保育園、小学校等にパピルスだよりを配布するなど、周知に努めましたが、参加者の増加が見られませんでした。
- ・学童クラブでは、学校での宿題に取り組み、その後外遊びや屋内での遊びになることが多く、読み聞かせは現在取り組めていない状況です。
- ・お話し会やブックスタートは、令和2（2020）年3月以降、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、対面での実施ができていません。

(2) 学校等における子どもの読書活動

【成果】

令和4（2022）年度より、新しく学校図書館担当職員も配置され、学校図書館の読書環境の整備を進めることができます。また、各教科における調べ学習等での、学校図書館の利用を通して、読書活動の推進に努めています。

学校・幼稚園・保育園等では、図書室や図書コーナーなど子どもが本に親しめる環境を作り、図書館の団体貸出等を定期的に利用して図書の充実に努めています。

□団体貸出冊数

(単位:冊)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸出冊数	5, 472	5, 472	5, 850	5, 228	4, 939

さらには、保育や教育活動の一環として日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、読書体験の楽しさを伝えています。

保護者に対しては、広報紙やパピルスだより、ホームページ等を通じ図書館や本、お話し会等に関する情報を発信しています。

【課題】

図書館では、各小・中学校図書担当者との連携を図るために、学校図書担当者連絡会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できていない状況が続きました。

また、新学習指導要領において、幼児期の遊びから小学校低学年の小学校生活への円滑な接続が掲げられていることから、図書館として支援できることを検討していく必要があります。



第3章 第3次計画の基本的な考え方

① 計画の位置づけ

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条及び「福岡県子ども読書活動推進計画」に沿って策定するもので、「第6次川崎町総合計画」を基本とし、本町における今後の子どもの読書活動の推進に関する取り組みを具体化するための計画です。

② 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳から18歳までの子どもとします。子どもの読書活動を推進するには、家庭・地域・学校等・図書館などの連携や協力が必要なことからも子どもだけでなく、保護者や地域、ボランティアなど幅広い層を対象としています。

③ 計画の期間

期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

④ 計画の目標

子どもたちにとって読書は、豊かな心を育み、生きる力を高めるために欠くことのできない重要な活動です。その基盤を築くため川崎町では、第1次計画を策定し、子どもの読書を取り巻く環境整備を推進してきました。また、第2次計画では、家庭・地域・学校等・図書館との連携体制を推進させると共に充実させてきました。

ただ、近年においては、新型コロナウイルス感染拡大により、子どもたちの集団での学びに制限が設けられ、新しい生活様式への転換が求められています。人と会えないさみしさや、自由に行動できない苦しさを感じている子どもたちにとって、読書は重要な役割を果たすことができると実感しています。だからこそ、読書活動を推進し、充実させるため、4つの目標を掲げ、それぞれに具体的な方策を示し取り組んでいきます。

目標 I 子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭・地域・学校等を通じて、子どもの発達段階に応じた取り組みを推進し、楽しく読書に親しむ機会の提供を行います。

目標 II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備と充実

豊かな読書環境に接することを通して、すべての子どもたちが読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう図書館・ボランティア・学校等が協力し、図書資料の整備や補完に取り組みます。

目標 III ボランティア・学校等・図書館との連携の強化

ボランティア・学校等・図書館の子ども読書に携わる関係者が、パートナーシップのもと、お互い尊重しながら連携を深め、協働による読書活動の充実に取り組みます。

目標 IV 子どもの読書活動を推進するための啓発と広報の推進

子どもや町民を対象として図書館まつり等のイベントを引き続き開催し、町民に広く啓発広報を行います。



⑤ 計画の体系

計画の体系

目標	主要課題	具体的な方策
目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ 機会の提供	(1)家庭における子ども 読書活動の推進	①読み聞かせによる読 書の習慣付け ②保護者への支援 ③ブックスタート事業 の継続
	(2)地域における子ども 読書活動の推進	①子育て支援施設等に 読書活動の支援
	(3)学校等における子ども 読書活動の推進	①自主的な読書活動へ の取り組み ②地域ボランティアと の連携の強化
目標Ⅱ 子どもの読書活動を推 進するための読書環境 の整備と充実	(1)地域の読書環境の充 実	①地域ボランティアの スキルアップと拡充
	(2)学校等における読書 活動の充実	①団体貸出による読書 活動の整備 ②総合的な学習の時間 などに配慮した資料 の収集 ③学校図書館との連携 ④優良図書、推薦図書 などの紹介 ⑤「おでかけ図書館」 の実施

	(3)図書館における読書活動環境の充実	①発達段階に応じた図書の収集と読書活動の接続 ②ヤングアダルト図書の収集 ③学校のICT環境の整備に伴う支援の充実 ④手作り「読書通帳」を作成
目標III ボランティア・学校等・図書館との連携の強化	(1)地域ボランティア・学校等・図書館とのパートナーシップによる取り組みの推進	①地域ボランティア・学校等・図書館の特色を生かした読書活動の連携
目標IV 子どもの読書活動を推進するための啓発と広報の推進	(1)子どもの読書活動推進のための各種イベントの開催	①新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮したイベントの開催による読書活動の啓発
	(2)子どもの読書活動推進のための情報の収集・提供	①各種団体の取り組みや活動状況の把握、情報共有と活用





第4章 子どもの読書活動推進のための取り組み

目標 I 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの基本的生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせなどにより、子どもが初めて本と出合う場もあります。

絵本の読み聞かせは親子のコミュニケーションを図るうえで良好な手段です。親子のスキンシップを伴った読み聞かせは、子どもの感情や想像力を豊かにし、いろいろな言葉に触れその意味を知ることで語彙力も伸びていきます。さらに小さい頃からの読み聞かせを通して、絵本にたくさん触れた子どもは、本の魅力を知り、読書の習慣が身に付いた子どもに成長します。

このため、家庭では、まず保護者が読書に対する理解を深め、自らも読書に親しみながら、発達段階に応じた読書活動の推進に取り組みます。

☆具体的な取り組み

① 読み聞かせにより読書の習慣付け

読書の習慣付けの重要性を理解したうえで、子どもの発達段階に応じて出来るだけ多くの読み聞かせを行うことで、親子のコミュニケーションを図り、読書習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

② 保護者への支援

保護者に対して読み聞かせや優良図書に関する情報を提供し、読書の役割や読み聞かせによる効果等を発信します。併せてお話し会等、子どもが読書に親しむ機会と保護者への支援の場を設けます。

③ ブックスタート事業の継続

図書館と健康づくり課子育て支援係とボランティアの協働により、乳児健康診査(4ヶ月児～12ヶ月児)の際のブックスタート事業を引き続き展開します。保護者一人ひとりとの対話を大切にし、その子どもに合った読み聞かせや、読書の習慣付けの重要性を発信する等、より対象者に寄り添った対応を心がけ気軽に相談できる環境を整備します。あわせて図書館所蔵の優良図書の紹介・普及に努めます。

(2) 地域における子ども読書活動の推進

地域社会全体で子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の中核施設である図書館を中心に子どもの読書活動に関する機関が協働し、あらゆる場所や機会において子どもの読書活動を推進します。

☆具体的な取り組み

① 子育て支援施設等に対する読書活動の支援

学童クラブ等子育て支援団体、地域ボランティアの協力のもと、長期休暇中には図書館において人形劇や工作教室等を実施し、絵本や物語に親しむ機会を支援することで読書活動を推進します。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校は子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げができる重要な場所です。

「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視し、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で読書は欠くことのできない活動であることを念頭に、学校図書充実のための支援と併せて、朝の読書活動の習慣化等、読書活動の推進に努めます。

また、保護者に対しては、絵本の紹介や読み聞かせによる家族のふれあいの大切さを啓発・普及に努めます。

☆具体的な取り組み

① 自主的な読書活動への取り組み

子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて読書に対して興味を持ち、自主的に読書の習慣付けができるよう、団体貸出を通じ各学校の実情に合わせた読書活動を今後も継続、拡充していきます。

② 地域ボランティアとの連携の強化

図書館では、大型の絵本や紙芝居の蔵書を更に充実させ、地域ボランティアや保護者による学校での朝の読書活動や読み聞かせ、お話し会等の継続的な支援・連携の強化を図ります。

目標Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備と充実

(1) 地域の読書環境の充実

地域における子どもの読書環境の充実を図るには、マンパワーの確保と活用が重要です。地域の読書活動を支えるボランティア団体や個人のスキルアップを図りながら、ボランティアの輪を広げる取り組みや新たな人材の発掘を支援します。

☆具体的な取り組み

① 地域ボランティアのスキルアップと拡充

ボランティア団体や個人のスキルアップに寄与するとともに、地域で子ども の読書に携わっていただくボランティア団体同士の交流の促進や新たな人材の発掘に努めます。

(2) 学校等における読書環境の充実

子どもたちが生活するうえで、最も長く大事な時間を過ごす保育園、幼稚園、学校等の読書環境の充実に寄与するため、団体貸出等で活用できる蔵書を充実し、各施設の図書資料の補完を支援します。また、子どもたちの図書館の利用促進や図書担当職員との連携による読書環境の充実を図ります。

☆具体的な取り組み

① 団体貸出による読書環境の整備

希望する小学校へ図書館から団体貸出を行い、読書環境の充実を図ります。また、図書館見学や職場体験については、地域の子どもの社会体験学習の支援と図書館をより身近な場所に感じることができるよう、受け入れを積極的に継続します。

② 総合的な学習の時間などに配慮した資料の収集

日常生活では、SDGsや防災、感染症関係等、常に新しい情報が発信されています。子どもたちも調べ学習等を通じて新しい情報を正しく理解できるよう、最新資料の収集をするとともに、レファレンスサービスの充実を図ります。

③ 学校図書館との連携

図書館と学校図書館担当職員との担当者連絡会を通して連携を深め、双方の読書活動を推進します。

④ 優良図書、推薦図書などの紹介

従来の紙媒体による広報紙やパピルスだよりに加え、情報の即時性に優れたインターネットのリンク機能やホームページを活用することにより図書館情報の発信を促進します。

⑤ 「おでかけ図書館」の実施

令和4（2022）年度より、初めての試みとして、「おでかけ図書館」事業を実施しました。これは、依頼に応じて図書館職員や読み聞かせボランティアが保育園や幼稚園、学校等を訪問し、連携事業の一つとして、絵本の読み聞かせや紙芝居等を行い、子どもたちの読書活動を推進するものです。

また、「おでかけ図書館」事業を実施することにより、子どもたちにより身近に図書館を感じてもらい利用促進に努めます。

(3) 図書館における読書環境の充実

図書館は、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることができる大切な場所です。子どもの読書活動を推進するため、図書館では発達段階に応じた幅広い蔵書の充実を図るとともに、レファレンスサービス^{*5}の強化やインターネットなどを活用した情報検索システムの充実を促進します。

(単位:冊)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新刊冊数	2,634	2,583	2,492	2,421	2,533
蔵書冊数	62,963	65,269	64,541	66,962	69,495



☆具体的な取り組み

① 発達段階に応じた図書の収集と読書活動の接続

幼児期からの読書習慣の育成のため、「赤ちゃん絵本」や「絵本大賞受賞作品」、小学生から高校生を対象とした読書感想文・感想画課題図書等、発達段階に応じた幅広いジャンルの蔵書収集に努めます。併せて大型絵本等の児童向け図書や青少年向けのヤングアダルト書籍の充実を図り、幼小、小中、中高といった各学校段階間の円滑な読書活動の接続を図ります。

② ヤングアダルト図書の収集

小学校から中学校、また、中学校から高校へと進学する際に読書離れの傾向が多くみられることから、ヤングアダルト書籍の充実を図りながら、中学・高校生におすすめの本等の情報を発信し、各学校段階での円滑な読書活動の接続を促進します。

③ 学校のICT環境の整備に伴う支援の充実

学校のICT環境が整備される中、子ども向けのみならず、保護者や教職員向けを含め、パソコンやタブレットの基本的な操作方法や、プログラミング、ネットワーク、Zoom、情報セキュリティ等に関する資料を収集し、ICTを活用した学習活動を支援します。

④ 手作り「読書通帳」を作成

これは、貸出中の本や雑誌のタイトル・著者名等を記録するものです。自分の読んだ本の記録を貯めていくことができます。1冊で60冊分記録できます。今までどれくらいの本を読んだのか、どのような本を読んできたのかなど、読んだ本が読書履歴として残ることで、読書意欲が高まることを目的としています。



*5 レファレンスサービスとは、必要な情報を求めている利用者に対して、その情報の回答について、図書館職員が資料とネットワークを活用して、資料紹介や情報提供などを行うことです。

目標 III 地域ボランティア・学校等・図書館との連携の強化

(1) 地域ボランティア・学校等・図書館とのパートナーシップによる取り組みの推進

子どもの読書活動推進は、図書館が主体となりつつも、子どもの読書活動に携わる関係者が相互に連携・補完しながら一体となって取り組むことでより効果を増します。図書館は町内全域の子どもを対象に読書活動を推進しますが、より小さいコミュニティである地域や学校等の単位で、地域ボランティア・学校等・図書館が連携し対等の立場で読書活動をすることで、より幅広く中身の濃いものとすることが可能です。

☆具体的な取り組み

① ボランティア・学校等・図書館の特色を生かした読書活動の連携

読書習慣を身に付けられるよう、朝読書をはじめとする読書活動を推進します。また、読み聞かせボランティアと連携し、さまざまな場を活用したお話し会の企画・運営に努めます。

目標 IV 子どもの読書活動を推進するための啓発と広報の推進

(1) 子どもの読書活動推進のための各種イベントの開催

今後、図書館では新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、読書啓発に係るイベントを開催し、子どもの読書の必要性や重要性について、子ども自身や家庭で深く考える機会を提供するとともに、臨時休館に伴う利用者の図書館離れからの回復をめざします。

☆具体的な取り組み

① 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮したイベントの開催による読書活動の啓発

図書館では、図書館まつりやおでかけ図書館をはじめ、夏休みを利用しての図書館職員職場体験や工作教室などさまざまなイベントを実施していますが、今後は新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて、充実した内容の図書館で、子どもの読書活動推進のイベント等を開催しながら、図書館から遠のいた利用者が再び図書館を訪れたくなるような取り組みを進めてまいります。

(2) 子どもの読書活動推進のための情報の収集・提供

図書館では、子どもの読書活動に関する情報を定期的に収集し、広く啓発と広報を行い、学校や地域において有効活用されるよう取り組みます。

☆具体的な取り組み

① 各種団体の取り組みや活動状況の把握、情報共有と活用

子どもの読書活動について、地域ボランティア・保育園・幼稚園・学校等が取り組む事業の情報を収集・共有するとともに、事業の有効な活用が図られるよう、その支援に努めます。

また、パピルスだよりの定期的な発行や、ホームページを活用し新刊本やおすすめ本を紹介するなど、広報活動を推進します。



関 係 法 令

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

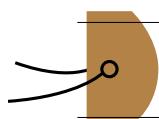
1. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
2. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
3. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
4. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
5. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
6. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。





ReBorn! KAWASAKIMACHI

人を育み、町を創る。
10年先も住み続けたい町へ



第3次 川崎町子ども読書活動推進計画

令和5年3月

発 行 川崎町教育委員会

〒827-0003 福岡県田川郡川崎町川崎425番地 2

川崎町立図書館 パピルスホール

<https://www.town-kawasaki.lib.jp>

e-mail town-kawasaki.lib@fromjapan.org

